

建 築 関 係

1 建築工事

(1) 施工管理 2-1

(2) 現場管理 2-5

(3) 工程管理 2-5

(4) 写真管理 2-5

2 委託業務 2-6

1 建築工事

(1) 施工管理

施工管理については、出来形、品質及び出来ばえなど、全体的に適切に実施されており、一定の水準が確保されていた。

今後も施工管理を進めるにあたっては、設計図書及び標準仕様書などにより、具体的な検討を行ったうえで施工計画書を作成し、承諾を得てから着手すること。

また、施工にあたっては、要求される品質や形状のものが使用されているか、工事が計画どおりに進行しているかを確認し、不良が発見された場合には、速やかに適切な処置を講じるとともに、その原因を調査・分析し、再発防止策を講じる必要がある。

このように設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全などの施工管理を行うこと。

なお、一部の現場では、監督員と現場代理人などとの協議が不十分であったため、指示事項の周知徹底がなされていない事例が見受けられたので、改善する必要がある。

① 仮設工事

イ 仮囲いを設置する場合は、関係法令などに基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行うこと。

ロ 工事看板や建設業許可などの法令で必要な標識は、公衆の見やすい場所に、適切なサイズで掲示すること。

ハ ベンチマーク、遣り方については、必要な現場には必ず設置し、監督員の検査を受けること。

② 土工事

イ 根切りは、周囲の状況、土質、地下水の状態などに適した工法とし、関係法令などに基づき、適切な法面又は山留めを設けること。

ロ 埋戻し及び盛土は、300mm程度ごとに締め固めて施工すること。

③ 地業工事

イ 杭地業において、杭芯ずれが生じた場合は、構造計算などによる検討を行い、構造躯体の配筋変更など、監督員と協議のうえ施工すること。

ロ 地盤改良や杭工事などを実施した場合は、施工結果の適否を考察した報告書を作成し、提出すること。

ハ 床下防湿層のポリエチレンフィルムの施工では、重ね合せ及び基礎梁際の折り下がり長さは、250mm程度とすること。

④ 鉄筋工事、コンクリート工事

- イ コンクリート打設前に、監督員の検査を受け、形状、寸法、かぶり厚さを確認するとともに、設備工事との取合いや開口補強などにも十分配慮し、型枠内の清掃や散水、湿潤化を行うなど、入念な施工を行うこと。
- ロ 使用する鉄筋の規格証明書（ミルシート）及び製造所を確認し、品質管理に留意すること。
- ハ ガス圧接作業では、圧接完了後に全数の外観検査を行い、さらに超音波探傷試験などを実施し、報告書を提出すること。
- ニ 床版配筋などでは、重ねやかぶり厚さなどを適切に確保すること。
- ホ 溶接金網の継手は、1節半以上かつ150mm以上とし、所定のかぶりを確保して適切に結束すること。
- ヘ コンクリート打設は、施工計画書に基づき適切に打込み、打込み後は散水その他の方法で湿潤養生を行うこと。
- ト 打継ぎ不良、コールドジョイント、気泡などの打込み欠陥が生じた場合は、適切な補修方法を策定し、承諾を得たうえで補修を行うこと。
- チ 型枠取り外し後、仕上げがない箇所については、型枠締付け金物の頭を除去し、錆止め塗料を塗布すること。

⑤ 鉄骨工事

- イ 使用する鋼材については、規格証明書（ミルシート）及び製造所を確認し、品質管理に留意すること。
- ロ アンカーボルトは、所定の長さ、径を確認し、鉄骨鉄筋のかぶり等を考慮した施工を行うこと。
- ハ 高力ボルトの一次締めの際につけたマークのずれにより、共回り又は軸回りが生じていないか、すべて確認すること。

⑥ コンクリートブロック工事

ブロックの種類は、使用箇所に応じて適切なものを選定すること。

⑦ 防水工事

- イ シート防水、塗膜防水などについては、それぞれの工法に応じた施工計画書を作成し、承認後に着手し、現場状況に応じた施工を行うこと。
- ロ 使用材料に関しては、施工面積に対する必要数量を確認し、適切に施工すること。
- ハ シーリング材の種類及び施工箇所は、被着体に応じたものとし、使用材料の使用期限を確認すること。外部に面するシーリング材については、施工前に接着性試験などを実施し、その報告書を提出すること。

⑧ 石工事、タイル工事

- イ タイルなどの割り付けは、施工図などで十分に検討し、浮き、破損、割れが生じないように施工すること。面取り部材を適宜使用するなど丁寧な施工を行うこと。
- ロ 屋外のタイル張りや屋内の吹抜け部分などについては、モルタルなどの硬化後、全面打診を行うこと。

⑨ 木工事

- イ 木工事において、工事中に汚損や損傷などの恐れのある場合は、適切な方法で養生を行うこと。
- ロ 材料の樹種、規格、寸法、品質を確認し、搬入時に材料検査(不合格品排除)を徹底すること。
- ハ 木構造の継ぎ手・仕口は、仕様書などに基づき適切に施工し、指定された金物を使用して基準に適合する構造とすること。
- ニ 造作材の化粧面仕上げや釘頭の処理は、細心の注意を払い、材料や部位に応じた工法で施工すること。
- ホ 木材の耐久性を確保するため、防腐・防蟻・防虫処理に留意して施工すること。

⑩ 屋根及びとい工事

- イ 屋根葺き材は、施工計画書などにより適正な品質を確保すること。また、建築基準法に基づく風圧力などに対する安全性を確認したうえで施工すること。
- ロ 下葺きのアスファルトルーフィング類は、所定の重ね合わせを確保して施工すること。
- ハ 鋼板製屋根材料については、規格証明書(ミルシート)及び製造所を確認し、品質管理を徹底すること。
- ニ とい工事では、とい掴み金物の取付け間隔を確認し、下がり止めを規定どおりに取り付けること。

⑪ 金属工事

- イ 使用する部材については、J I Sなどの規格番号、種類、形状、寸法がわかるように、品質管理を行うこと。
- ロ 軽量鉄骨天井下地及び壁下地については、吊りボルトやスタッドなどの間隔を確認し、補強用振止めや溶接箇所を錆止め処理など入念な施工を行うこと。

⑫ 左官工事

- イ 左官工事は、特記仕様書及び各工法の仕様に基づき、丁寧に施工すること。
- ロ 仕上げ塗材の施工にあたっては、材料に応じた塗装工程及び施工面積に対する必要数量を確認し、適切に施工すること。
- ハ 窓枠まわりや面台などの仕上げ部分は、クラックなどが生じやすいため、特に入念な施工

を行うこと。

⑬ 建具、ガラス工事

- イ 設計図書を熟読し、施工図の作成や使い勝手の検討を十分に行ったうえで施工すること。
- ロ ガラスの種類や厚さなどについては、現場搬入時に確認を行うこと。
- ハ 網入板ガラスについては、防錆塗料の塗布など、適切な防錆処置を行うこと。

⑭ 塗装工事

- イ 設計図書に基づき施工計画書を作成し、施工面積に対する使用数量を確認したうえで、現場状況に応じた丁寧な施工を行うこと。
- ロ 各塗装工程の間隔及び養生期間は、材料の種類や気象条件ごとに応じて管理し、中塗り及び上塗りでは、工程ごとに色を変えるなど工夫を行うこと。また、塗装材料の使用期限を確認すること。

⑮ 内装工事

- イ 設計図書に基づき施工計画書を作成し、使用材料の種類、規格、厚さなどを確認して施工すること。
- ロ ボード類や合板などの張付けに使用する小ねじ類は、施工箇所に応じた間隔で留め付けること。
- ハ ビニル床シートは、厚みを確認したうえで仮敷きを行い、巻きぐせを取ってから施工すること。

⑯ 外壁改修・外壁補修工事

- イ 特記仕様書や各工法の仕様に基づき施工計画書を作成し、使用材料の種類・規格・用途に応じて丁寧に施工すること。また、材料の製造年月日及び可使用期間を確認すること。
- ロ 施工にあたっては、工法の選定及び指定部位ごとの施工方法などを十分に検討し、施工すること。
- ハ アンカーピンニングについては、構造体コンクリート面への打ち込み厚が30mm程度となるよう、調査を行い、ピン材料の選定を適切に行うこと。
- ニ 外壁補修工事における補修箇所塗装では、既存壁の色を確認し、補修箇所の塗装色は監督員立ち会いのもとで決定し、既存壁色に近い色で施工すること。

⑰ 解体工事

- イ 産業廃棄物を委託処理する場合は、許可を有する収集運搬業者及び処分業者と、それぞれ書面により処理委託契約を締結し、契約書には必要事項を記載するとともに、処理業者の許可証などを添付すること。
- ロ 建設副産物の処分やリサイクルは適正に行い、石綿含有建材などの廃棄物については事前

調査を実施し、調査結果を公衆の見やすい場所に掲示するなど、関係法令に基づき施工すること。

ハ 解体工法や建設副産物の処理などに関する具体的な計画を定めた施工計画書を工事着手前に提出し、各施工段階で監督員の立会いを受けること。

(2) 現場管理

労働基準監督署の指導及び各協会などの安全パトロールの実施により、安全管理・労務管理・環境保全管理など、全体的には適切な管理がなされてきている。

今後とも、工事規模の大小に関係なく、工事現場内の資材保管、現場周辺の環境整備を図り、安全教育の徹底など労働安全に関する管理や労働災害及び公衆災害の防止などに努めること。

また、「働き方改革」による週休2日の確保など、建設現場の将来の担い手確保や労働環境改善等に努めること。

(3) 工程管理

工程管理は、工事の円滑な進行や工期内完成を図るための最も重要な要素であるので、工程計画を進めるにあたっては、天候や現場の諸条件を十分に考慮すること。

また、工事途中も工程管理及び施工計画などに基づき、常に進捗状況を把握し、余裕を持って工事完成できるように円滑な工程管理を行うこと。

特に、年度末完成工事や夏休み期間内完成工事などは、工程毎に関係者と十分に協議を行い、工事期間内に余裕を持って完成できるよう、一層の努力をお願いしたい。

(4) 写真管理

写真は、工事工種毎の内容及び撮影目的を十分に理解し、記録、撮影すること。

全体的には、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の『営繕工事写真撮影要領』に基づき撮影されているが、一部には画像が暗い、黒板等の文字が判読不可能な写真や、工程写真の撮り忘れ、撮り損ねなどがあり、写真管理が不十分な図書もあった。

また、工種別に撮影する施工状況写真は、同じ方向から同一背景を画面に入れて、わかりやすい写真管理を行うこと。完成写真については、外観、塔屋、屋上、外構、主要な内部各室(各2枚以上)、廊下(各2枚以上)など、施工された箇所が確認できる写真を添付すること。

2 委託業務

業務委託を進めるにあたっては、履行期間内で効率的に業務が完了するよう、定期的に進捗状況を管理し、業務委託の円滑な業務遂行に努めること。

- ① 改修工事や増築工事などの設計では、既設部分などを考慮した設計が必要となるため、既存図面を精査し、現場調査を入念に複数回実施し、現場状況を反映した設計とすること。
- ② 構造設計を構造設計事務所などに再委託する場合は、建築士資格を確認し、構造計算書・構造図・意匠図などに食い違いがないよう十分に精査すること。
- ③ 設計にあたっては、材料や工法の検討を行い、徹底したコスト管理に努めること。
- ④ 施工場所の既設建物や埋設配管などの現場状況を十分に把握し、設計時には施設管理者及び設備設計事務所と十分に協議を行い、現場状況を反映した設計とすること。
- ⑤ 図面に記載する材料や工法については、可能な限り公共工事仕様書に規定されている名称を使用すること。
- ⑥ 本業務委託に伴い提出する書類については、写真やメーカー提供の資料などを除き、可能な限り両面印刷とすること。
- ⑦ 設計にあたって、従前の設計内容にとらわれず、良い点は継承し、改善すべき点については、調査職員と協議のうえ改善すること。